

議案第48号

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年6月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、介護保険法及び介護保険法施行規則の一部が改正された
ことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大口町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」の次に「並びに第78条の2の2第1項」を、「基づき、」の次に「共生型地域密着型サービスの事業並びに」を加える。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）

第4条中「第78条の4第1項」を「第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項」に改め、「第36条第2項」の次に「(第37条の3において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに<u>第78条の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、共生型地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。</u></p> <p>(申請者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 <u>法第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定める基準のとおりとする。ただし、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。</p> <p>(申請者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>法人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 <u>法第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定める基準のとおりとする。ただし、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。</u></p>

改正要旨

1 改正の概要

(1) 共生型地域密着型サービスの創設に伴う基準の新設

介護保険法の一部が改正され、新たに共生型地域密着型サービスが創設されました。これにより、障害サービスの指定を受けている事業所が地域密着型サービスの指定を受ける場合の特例の規定を条例で定めます。

※共生型地域密着型サービスとは、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに位置付けされたサービスです。

(2) 申請者の資格要件の見直し

申請者の資格要件に、看護小規模多機能型居宅介護にあつては「病床を有する診療所を開設している者」を追加します。

※看護小規模多機能型居宅介護とは、「通い」「泊まり」「訪問看護・リハビリ」「訪問介護」「ケアプラン」のサービスを一体化して、一人ひとりに合わせた柔軟な支援ができる看護師が行うトータルケアのサービスです。

2 施行期日

公布の日から施行します。